

様式第二十五号の八(第十八条の八関係)

(表面)

53.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下	(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証 修了証番号 第 号
	氏名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項 第2号の登録基幹技能者講習を修了した者である ことを証します。
	修了年月日 年 月 日
	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)
	85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下

(裏面)

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。